

南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年3月7日

公告第4号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、施行規則及び国要綱で使用する用語の例による。

(事業内容)

第3条 南部箕蚊屋広域連合長（以下「連合長」という。）は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 国の基準による訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号に該当するものとして連合長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）
- (2) 南部箕蚊屋広域連合（以下「連合」という。）独自の基準による訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号に該当するものとして連合長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）
- (3) 国の基準による通所型サービス事業（第1号通所事業のうち、施行規則第140条の63の6第2号に該当するものとして連合長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）
- (4) 連合独自の基準による通所型サービス事業（第1号通所事業のうち、施行規則第140条の63の6第2号に該当するものとして連合長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）
- (5) 第1号介護予防支援事業
- (6) 一般介護予防事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、連合長が必要と認める事業

(総合事業対象者の確認)

第4条 総合事業の利用を希望する者は、要支援認定を受けている場合を除き、当該利用に先立ち、連合長による総合事業の対象者であることの確認（以下「総合事業対象者確認」という。）を受けなければならない。

- 2 要支援認定を既に受け、かつ、要支援認定の有効期間の満了にあたり要支援更新認定の申請を行わない者が総合事業の利用を希望する場合は、総合事業対象者確認を受けなければならない。
- 3 総合事業対象者確認を受けた者は、当該確認の有効期間の満了後において引き続き総合事業の利用を希望するときは、当該確認の有効期間の満了日の60日前から満了日までの間に、新たに確認の申請をすることができる。
- 4 前3項の確認は、南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

5 連合長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に該当するか否かを審査し、当該審査の結果、総合事業対象者確認を行う場合にあっては南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業対象者確認通知書（様式第 2 号）により、確認を行わない場合にあっては、その旨を当該申請者に通知するものとする。

6 前項の規定により総合事業対象者確認を受けた者で、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める日から 2 年を経過する日の属する月の前月の末日まで総合事業を利用することができる。

(1) 第 1 項に該当する者 総合事業対象者確認の申請を行った日の翌月の初日。ただし、申請日が月の初日である場合はその日

(2) 第 2 項に該当する者 要支援認定の有効期間の満了日の翌日

(3) 第 3 項の規定により申請を行った者 総合事業対象者確認の有効期間の満了日の翌日
(第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に要する費用の額)

第 5 条 第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 国の基準による訪問型サービス事業 国要綱別添 1 に定める訪問介護員等によるサービス費（訪問介護現行相当サービス費）の単位数に 10 円を乗じて得た額

(2) 連合独自の基準による訪問型サービス事業 別表に定める訪問型サービス事業費の単位数に 10 円を乗じて得た額

(3) 国の基準による通所型サービス事業 国要綱別添 1 に定める通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護現行相当サービス費）の単位数に 10 円を乗じて得た額

(4) 連合独自の基準による通所型サービス事業 別表に定める通所型サービス事業費の単位数に 10 円を乗じて得た額

(第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の費用の支給)

第 6 条 連合長は、居宅要支援被保険者等が、次の各号に掲げる事業を利用したときは、第 1 号事業支給費として、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 第 3 条第 1 号に定める事業 前条第 1 号に定める費用の額の 100 分の 90（法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては 100 分の 80）に相当する額

(2) 第 3 条第 2 号に定める事業 前条第 2 号に定める費用の額の 100 分の 90（法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては 100 分の 80）に相当する額

(3) 第 3 条第 3 号に定める事業 前条第 3 号に定める費用の額の 100 分の 90（法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては 100 分の 80）に相当する額

(4) 第 3 条第 4 号に定める事業 前条第 4 号に定める費用の額の 100 分の 100

(支給限度額)

第 7 条 居宅要支援被保険者が事業を利用する場合の支給限度額は、法第 55 条第 1 項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成 12 年厚生省告示第 33 号）第 2 号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、連合長が必要と認めた場合は、同第 2 号ロに規定

する単位数により算定した額とすることができる。

3 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る事業について行う。

(指定事業者による第1号事業の実施)

第8条 連合長は、第1号事業の実施を法第115条の45の3第1項の規定により指定した事業者により実施することができる。

(事業の委託)

第9条 連合長は、総合事業の実施を連合の構成町村（以下「町村」という。）又は連合が事業の運営を適正に行うことができると認めた社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人及びその他の法人に委託することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 連合長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な準備を行うことができる。

別表（第5条関係）

第1号訪問事業費及び第1号通所事業費単位表

1 訪問型サービス事業費

イ 訪問型サービスA事業費

- (1) 訪問型サービスA事業費Ⅰ（1月につき） 1,133 単位
（週1回程度のサービスを行った場合）
- (2) 訪問型サービスA事業費Ⅱ（1回につき） 245 単位
（1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
- (3) 訪問型サービスA事業費Ⅲ（1月につき） 818 単位
（週1回程度のサービスを行った場合）
- (4) 訪問型サービスA事業費Ⅳ（1回につき） 186 単位
（1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
- (5) 訪問型サービスA事業費Ⅴ（1月につき） 584 単位
（週1回程度のサービスを行った場合）
- (6) 訪問型サービスA事業費Ⅵ（1回につき） 133 単位
（1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）

注1 利用者に対して、指定事業所等の訪問介護員等が南部箕蚊屋広域連合訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年南部箕蚊屋広域連合告示第7号）に規定する訪問型サービスAを行った場合に算定する。

- 2 訪問型サービスAは日常生活に必要な家事等とし、1回あたりの利用時間は1時間以内とする。
- 3 利用回数は1週あたり2回を限度とし、1日あたりの利用回数は1回とする。
- 4 (3)及び(4)については、介護保険サービス指定事業者の介護福祉士、介護職員初任者研修修了者以外がサービスを提供する場合に算定する。
- 5 (5)及び(6)については、介護保険サービス指定事業者以外がサービスを提供する場合に算定する。

2 通所型サービス事業費

イ 通所型サービスC事業費

- (1) 通所型サービスC事業費（1回につき） 343 単位

注 利用者に対して、南部箕蚊屋広域連合通所型サービスCの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年南部箕蚊屋広域連合告示第6号）に規定する通所型サービスCを行った場合に算定する。